○経済産業省
　環境省告示第五号

　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第六項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第三種監視化学物質として指定したので、同条第十項の規定に基づき、その名称を公示する。

　平成十九年四月二十日

経済産業大臣　甘利　　明

環境大臣　若林　正俊

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第６項の規定に基づき、第三種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
５２	１－［２－（アリルオキシ）－２－（２，４－ジクロロフェニル）エチル］－１*Ｈ*－イミダゾール（別名イマザリル）	（５）－６８９１
５３	（２，５－ジクロロフェニル）（フェニル）メタノン	（４）－１９３３
５４	２，６－ジクロロ－４－メチルニコチノニトリル	（５）－６８９３
５５	４，４′－（４－イソプロピル－１－メチルシクロヘキサン－１，	（４）－１９３４

３－ジイル）ジフェノール

５６	*N*－｛［ジクロロ（フルオロ）メチル］スルファニル｝－*N′*，*N′*－ジメチル－*N*－*p*－トリルスルファミド	（３）－４５９８
５７	｛２，２′，２″－［ニトリロトリス（エチレンアザン－１－イル－１－イリデンメタン－１－イル－１－イリデン）］トリフェノラト－κ*O*，κ*O′*，κ*O″*｝マンガン（Ⅲ）を主成分（７５％以上）とする、マンガン（Ⅲ）＝トリアセタート、サリチルアルデヒド及び２，２′，２″－ニトリロトリス（エチルアミン）の反応生成物	（３）－４５９９
５８	４－*ｔｅｒｔ*－ブチル－２－ニトロフェノール	（３）－４６００
５９	３，３，４，４，５，５，６，６，６－ノナフルオロヘキサン－１－イル＝アクリラート	（２）－４０５６
６０	３，３，４，４，５，５，６，６，６－ノナフルオロヘキサン－１－イル＝２－クロロアクリラート	（２）－４０５７

６１	２－（クロロメチル）オキシラン、３，６－ジアザオクタン－１，８－ジイルジアミン及び（１，１，１，２，２－ペンタフルオロ－２－ヨードエタン・ペルフルオロエテン・プロパ－２－エン－１－オール共重合物）の反応生成物	（９）－２６２２